

平成 22 年度グリーン購入法基本方針説明会



木材利用の拡大に向けて

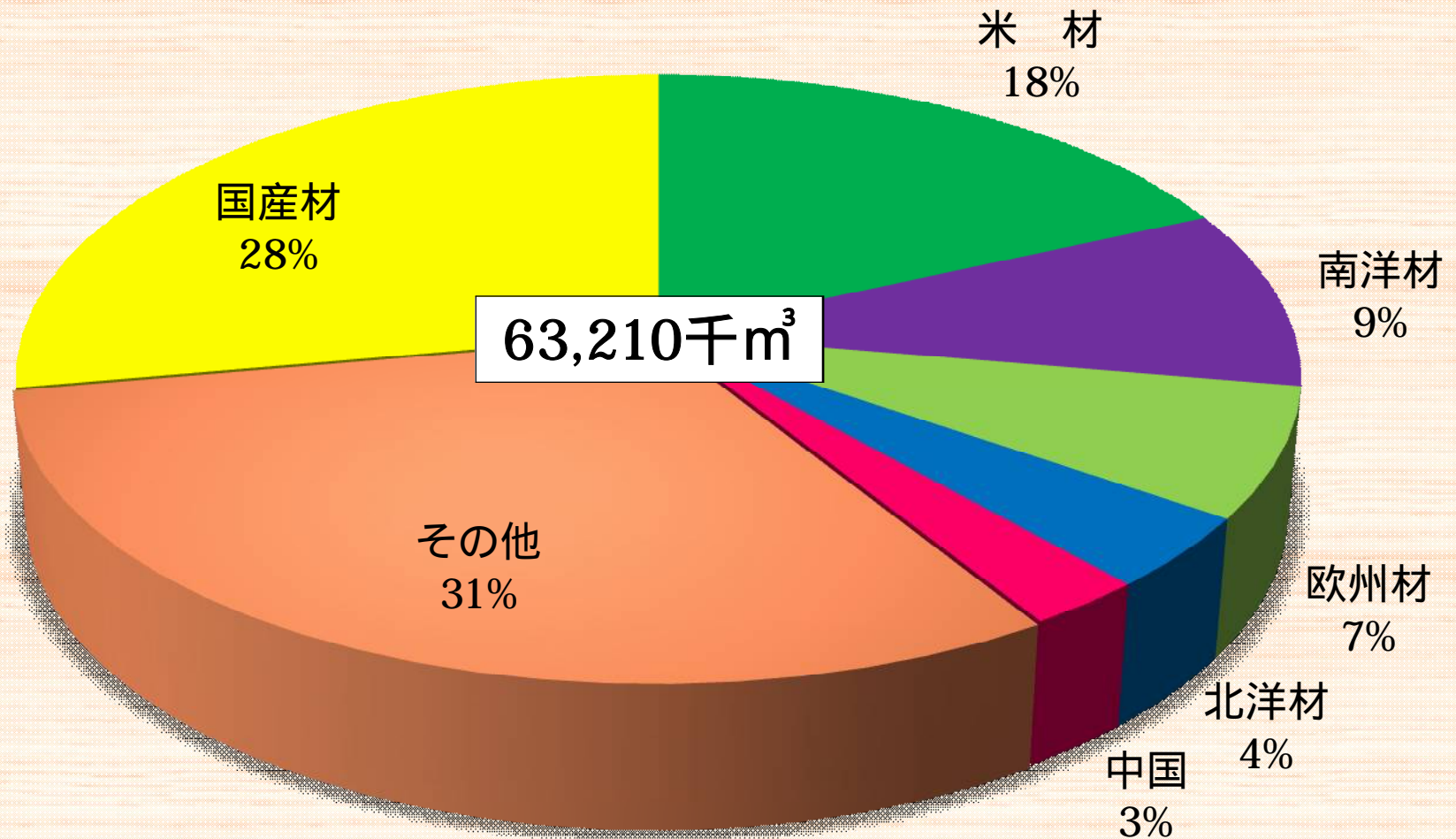
～グリーン購入における合法木材の利用拡大～

林野庁



2011・国際森林年

わが国の木材(用材)需給状況



HS44類 (紙、家具を含まない)

2009年, 丸太換算値
林野庁作成

違法伐採の現状



世界の森林減少の主な原因の一つ
(違法伐採、農地等への転換、森林火災等)

違法伐採が問題となっている国の多くは開発途上国(資金不足、人員不足、汚職等)

違法伐採の背景は様々(商業的な伐採、地域住民によるもの等)

違法伐採が引き起こす問題



生産国における森林の減少・劣化

- 生物多様性の喪失、地球温暖化の進行

適切な環境コストを支払っていない事による木材流通価格の下落

- 適切な管理がなされた森林経営へも悪影響

本来、環境にやさしい資材である木材からの消費者離れ

「違法に伐採された木材は使用しない」



平成18年、合法性等の証明された木材をグリーン購入法の環境物品に位置づけ、政府調達の対象に

林野庁は「木材・木材製品の、合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定

政府調達に必要な、合法木材を供給する体制は概ね整備

政府調達のみならず、民間企業でも、責任ある木材調達方針策定の動き

グリーン購入法における合法木材の位置づけ



基本方針

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

判断の基準：

合法性が証明された木材、木材製品

配慮事項：

ガイドラインに則った証明方法

持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品

対象となる木材、木材製品

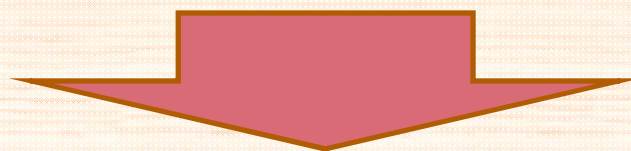
- × 紙、紙製品
- × 家具
- × 事務用品
- × ベッドフレーム
- × 建設資材（丸太，製材品，合板，集成材，繊維板，パーティクルボード等）

木材・木材製品の、合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン



木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

1. 森林認証とCoC認証を活用した証明方法
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による証明方法
3. 個別企業による自主的な証明方法



供給体制は概ね整備（全国で供給可能）

公共建築物等における木材の利用促進に関する法律



- 平成22年5月26日公布、10月1日施行
- 国が公共建築物における木材利用の促進の基本方針を策定し、「可能な限り木造化、木質化」を進めるという方向性を明確化、地方公共団体や民間の事業者等の主体的な取組を促進
- 国の基本方針に、合法木材の利用と供給の促進を明記

地方自治体等による公共建築物等の木造・木質化を期待

最後に（皆さんへお願い）

グリーン購入基本方針を作成し、判断の基準に「合法木材」を位置づけ（国の基本方針を参考に）

物品調達の際には、グリーン購入法適合品であることに加えて、合法木材製品である旨、仕様書に明記

「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、金属、プラスチック製品よりも木材製品（特に国産材）を選択

平成23年度には、木材製品に伐採地や合法性等を表示する実証事業を行い、多方面での合法木材利用に期待

ありがとうございました。

参考情報サイト

- × 「林野庁HP」←木材一般、法律等
<http://www.rinya.maff.go.jp/>
- × 「グリーン購入法.net」←グリーン購入法
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
- × 「合法木材ナビ」←合法木材
<http://goho-wood.jp/>
- × 「木づかい.com」←木材利用
<http://www.kidukai.com/>

本年は国連が定めた国際森林年です

テーマ 「森を歩く」

サブテーマ「未来に向かって日本の森を活かそう」「森林・林業再生元年」

